

大田市廃棄物の処理及び再生利用等の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 6 年 2 月 1 5 日

大田市長 **楫野弘和**

大田市規則第 4 号

大田市廃棄物の処理及び再生利用等の促進に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大田市廃棄物の処理及び再生利用等の促進に関する条例施行規則（平成 1 7 年大田市規則第 9 3 号）の一部を次のように改正する。

様式第 1 6 号を次のように改める。

様式第16号(第23条関係)
(表面)

浄化槽清掃業許可(更新)申請書

年 月 日

大田市長 様

申請者
住 所

氏 名
(法人にあつては名称及び代表者氏名、電話番号)

浄化槽法第35条第1項の規定により浄化槽清掃業の許可(更新)を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 申請者(法人にあつては、代表者)の資格等
 - (1) 資 格
 - (2) 住 所
 - (3) 氏 名
 - (4) 生年月日
- 2 役員及び清掃技術資格並びに作業員の職名、住所、氏名等
別 紙
- 3 自動車の種類及び数量
別 紙
- 4 作業機械器具、検査器具の種類及び数量
別 紙
- 5 収集運搬及び処分の方法
別 紙
- 6 業務経歴(本市その他における許可、委託の別、期間等)
別 紙
- 7 料金及び集金方法
別 紙

(裏面)

既に浄化槽清掃業の許可(他都道府県及び市町村の許可を含む。)を有している場合はその許可の種類等	都道府県又は市町村名	許可の種類	許可番号	許可年月日
添付書類及び図面	<ol style="list-style-type: none">1 事業計画の概要を記載した書類2 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記簿の謄本3 申請者が個人である場合には、その住民票の写し又は外国人登録証明書の写し4 申請者が、浄化槽法第36条第2号イからヌまでに該当しない旨を記載した書類5 申請者が法人である場合において、当該法人に相談役又は顧問が置かれているときは、当該相談役又は顧問の氏名及び住所を記載した書類6 厚生労働大臣が認定する浄化槽管理士免状を取得している者にはその免状の写し7 申請者が法人である場合には、法人及びその代表者に係る大田市発行の「滞納のない証明書」、直前3年の各事業年度における貸借対照表及び損益計算書8 申請者が個人である場合には、大田市発行の「滞納のない証明書」及び資産に関する調書 <p>注) 許可の更新を申請する場合は、上記の書類図面のうち、1、4、6、7、8に掲げるもの以外のものは、その内容に変更がない限り、添付を要しない。</p>			
備考	<ol style="list-style-type: none">1 ※の欄は記入しないこと。2 1部提出すること。			
※ 手数料欄				

様式第23号表面中「120ミリメートル」を「90ミリメートル」に、「80ミリメートル」を「55ミリメートル」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。